

川議発第34号
令和6年5月14日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市議会議長 榊原 秀忠



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年2月1日執行の議会事務局定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（議会総務課）

議会総務課の市外出張旅費において、概算払いの精算手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

また、費用弁償において、前渡金の精算手続きが、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和6年4月の市外出張旅費及び費用弁償について、「川口市会計事務規則」に基づき、当該経費に係る事務の終了後5日以内に精算命令書を起票し、会計管理者へ提出いたしました。今年度の他の精算手続きについても、適正な事務処理を進めております。

